## 新旧対照表 (建築分野)

		新旧対照表(建築分野)		
ページ (新版)	項目	旧(2019年10月版)	新(2023年4月版)	理由
16	図3-1-2 建築建設費構 成図	品質管理会議に要する費用 (※1)	品質管理会議・安全パトロールに要する費用(※1)	安全パトロール の追加
19	補足事項:共通仮設費 の算定について	2. 仮設建物費 構上「計算する内容: 監理事務所(敷地外)、現場事務所(敷地外)、宿舎(日本人・被援助国人または第 三国人技術者用)に要する費用	2. 仮設建物費 積上げ計算する内容: 福舎(日本人・被援助国人または第三国人技術者用)に要する費用	削除
22~70	目次 1か所 P22 3か所 P25 1か所 P69 2か所 P70 1か所	品質管理会議	品質管理会議・安全パトロール	安全パトロール の追加
	表3-3 現場管理費の 内容	18. 品質管理会議に要する費用 品質管理会議に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航費、海外滞在費	18. 品質管理会議・安全パトロールに要する費用 品質管理会議・安全パトロール(※)に本邦から参加する従業員の人件費、海外渡航費、海外滞在費 ※無信費金協力事業における施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール実施 要領に基づく、以下「安全パトロール」とする。	安全パトロール の追加
23および 83	補足事項:安全パト ロールについて	(記載なし)	補足事項・安全パトロールについて  JICAは、ODA による公共施設等の建設事業における労働災害及び公衆災害の防止を図るため、「ODA 建設工事を管理ガイダンス」を確定している。このガイダンスの冒頭には「「安全文化」を完善・浸透させ、目律的に労働安全対策が組織内で積極的に推進される社場の何様を図るとともに、安全意識を高める努力を行う必要があるしたある。  拡工会社が主体的に労働安全の受発を図るための手段として、「施工会社(店社)による海外建設現場安全パトロール」実施要領に基づき、コンサルタント及び施工会社で、「店社)が安全担当職員を派遣し、現場の実施状況確認や安全セミナー開催などを支になうこととしている。 実施署領  https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant.aid/guideline/ku57pq0000050gvでませ、メバトロールの派遣回数、派遣日数等は必要な対応に鑑みて効率的に行うこととし、品質等理会議が実施されることが既定の変件では品質管理会議の要鉱に合わせて実施すること」	安全パトロール の追加
28	4-1-2 数値単位・計 算基準	2)通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」(様式は第6章による)の 中でのみ行い、計算過程(見積書、単価表、代価表、内訳書等の中)では行わない。 ただし、間接工事費と一般管理費等は除く。	2)通貨の円換算 現地通貨、基軸通貨の日本円への換算は「事業費総括表」(様式は第6章による)の 中でのみ行い、計算過程(見積書、単価表、代価表、内配書等の中)では行わない。 ただし、間接工事費の単計上額及び一般管理費等額度字において、率算定の対象額質 出のために計量過程で円換量してよい、間接工事費の単計上額及び一般管理費等額 は、この円換算した対象額に率を乗じた円貨表示1本としてよい。	説明追加
28	4-1-3 積算方法・条件等	各作業単位ごとに 規程	作業単位ごとに 規定 他 P35にも類似修正あり	語句修正
31	4-1-3 積算方法・条 件等	(5) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルボーション】及び【外国調達ボーション】 ① II 事か1弦定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。 【ローカルボーション】 ③①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。(物価変動係数は小数点第4位以下を四拾五入する。)	5) 価格の変動 2) 算定方法 【ローカルボーション】及び【外国調達ボーション】 (1) III「等が設定している対象国の経済成長率及び物価上昇率の予測値を確認する。 (種 整路点で公金されている最新データを用いること 反順則とする ) 【ローカルボーション】 ③①、②に基づき、物価上昇率を設定し、そこに積算時点の翌月から想定入札時点までの期間を乗じて最終的な物価変動係数を設定する。 (物価変動係数は小数点第4位以下を四捨五入する。) ※選出にあたっては、各年複利方式を用いる。単利方式や単純な足し算は用いないこととする。	説明追加
31および 34	建築は2か所 4-1-3 積算方法・条 4-2-1 建築工事費、 設備工事費、その他 工事費等	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について (内容省略): 全文画条書きにしてわかりやすくする。 以下の部分の一部金証あり(新の⑤の箇所)。 なお、見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼する。	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について 2) 見積依領域の (1) 見積依領域の (1) 見積依積化3者(社) 以上から微収する。 2) 見積依積充の選定にあたっては、日本、第三原国、現地にかかわらず、規模、実績、 技術力、信用度等を総合的に調査・検討し、現実的に対応可能な信頼性のある機関、 会社等を選定しなければならない。 (3) 機材価格、経費(各種科金等)、労務賃金等については、可能な限りそれたの報 (4) 見積被価格、経費(各種科金等)、労務賃金等については、南部な限りそれたの報 (4) 見積機では、経費(各種科金等)、労務賃金等については、南部な限りそれたの報 (4) 見積機では、経費(各種科金等)、労務賃金等については、東海・にかる限り、表門等、 (4) 見積機では、経費(日本経・1) とは、現積対象の性能・機能・精度、品質・規格・形状・ (4) 見積機では、日本の金型を登り、表別では、日本の金型を ですることが歴報、任様、図面等および納入場所、所要数量、所要時期、使用期間等の見積 でするに発していては、見積対象の性能・機能・精度、品質・規格・形状・ (4) 見積 一種のの構成内別にでき事 では、日本の金型を登ります。 (5) 見積細格・単価のの看成でき事 環にとに、それぞれ也含される構成要素ごとの価格・諸経費、村工単価価の関係等に分けて でしませる。 (5) 労務、資材、機械の基礎単価、材工単価の見積書には必ず見積責任者、見積有効期 関等等とするようよのかに必要率項を一十分検討・整理した見積書、見積有効期 関等等の子ニシャンサンな耐るをときもに、会社名、社判、担当者サイン、日付、全電子 アータの送付であってもよい。	簡条書きに変更 説明追加
		(上記続き)	2) 見積査定 (①見積価格(単価)を査定するにあたっては、見積依頼内容・条件等と各見積書の見積内容との整合性、適合性等を精査し、見積書相互の相違は、類似点等を的確に把握したうえで、それぞれの見積書について、過去の見動変定資料、カタログ・参考文の不明な点については見積出者に説明を求める等により、包含される構成要素ごとの価格、諸経費等を十分精査・検討し、必要に応じ補正あるいは不要のもの(付加価値報等)を検討する等、見種価格(単価)を適正を変する。 (③精査の過程で不適切とかなさざるを得ない見積書があった場合は、当該見籍業提出者に能呼を求める物に見様者があった場合は、当該見籍業提出者に修正を求めるか、見積を観光を選定し直し、別途、見積を徴収する等の措置を講じ、再度、前述した精査、検討、補正、査定等を行う。	箇条書きに変更 説明追加
34	4-2-1 建築工事費、設備工事費、その他 工事費等	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について なお、見積書には必ず見積責任者、見積有効期限等を明示するよう依頼する。	(7) 各種単価、経費、工事費等の見積について なお、労務、資材、機械の基礎単価、材工単価の見積書には必ず見積責任者、見積 有効期限等を明示するよう依頼するとともに、会社名、社判、担当者サイン、日付、 全ページのイニシャルサインがあるか等を確認する。見積もりはオリジナルでなく、 電子データの送付であってもよい。	説明追加
33	4-1-3 積算方法・条 件等	(8) 通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを精算時点において調査・検討し、精算 時点より過去3ヶ月の平均レート(日本円から基軸通貨/現地通貨への交換には主要銀行TISレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行TIBレート)を使用 する。現地通貨のレートが日本国内で入手できない場合は、現地の公的機関(中央銀行、財務省等)のTIBレートを入手し使用する。	(8)通貨交換レート 日本円と基軸通貨、現地通貨の交換レートを積算時点において調査・検討し、積算時点より過去3ヶ月の平均レート(日本円から基軸通貨、現地通貨への交換には主要銀行TISレート、現地通貨から基軸通貨/日本円への交換には主要銀行TISレートとの表面は関かし、手できない場合は、現地の公的機関(中央銀行、財務省等)のTISレートを入手し使用する。基軸通貨は、財産の日本円表元とし3位以下は切り捨てる。現地通貨は、原則有効数字5桁までの日本円表元とし3位以下は切り捨てる。現地通貨は、原則有効数字5桁までの日本円表元とし、6桁以下を切り捨てて求める。。	説明追加
42	補足事項:材料歩掛 について	適用した積算基準等において、材料費の算定方法が多掛として労務費合計等に対する率によることとされている資・機材、雑材料等、受料材等)で、現地労務単価と資・機材に固め金額比が日本国内と著しく異なり、実情にそぐわない場合は、別途、これら資・機材、雑材料等に係る費用を積上げにより算定することができるものとする。	・適用した精薬基準等において、材料費の第窓方法が歩掛として労務者会計等に対する 車によることとされている資、機材、雑材料等(型枠材等)で、現地労務単価と資・ 機材単価の金額比が日本国内と著しく異なり、実情にそくわない場合は、別金、これ ら資・機材、雑材料等に係る費用を積上げにより環定することができるものとする。 **トレミー管を用いて打除する場所打ち杭コンクリートのように、打陸初間コンク リート部分に相当する杭田市は乗業する等、特別な仕様のコンクリート(繰り上が、 り)の数量割増率については、適用した積算基準が指定する割増率を集用することを 助打るものではない。	説明追加

51	4-2-2 技能工派遣費	(1) 技能工派遣の原則 派遣にあたっては、作業内容、難易度等を総合的に勘案・検討のうえ、当該職種の 所要人員全員の派遣が必要か、その一部の派遣で対応可能かを適切に判断しなければ ならない。	(1) 技能工派遣の原則 派遣にあたっては、作業内容、難易度等を総合的に勘索・検討のうえ、当該職種の 所要人員全員の派遣が必要か、その一部の派遣で対応可能かを適切に判断しなければ ならない。 また、技能工を技術指導として派遣する場合は、技術習得期間のみを原則とし、特 に長期間必要な場合は、別途検討する」	説明追加
59	4-2-4 輸送梱包費	(4) 輸送梱包費の算定 6) 海上輸送費 (注) 現地調達資・機材について、被援助国内で海上輸送を必要とする場合(資・機 材価格に含まれない場合に限る)についても、本項に準じ内陸輸送費を計上すること ができる。	(4) 輸送梱包費の算定 6) 海上輸送費 (注) 現地調達資・機材について、被援助国内で海上輸送を必要とする場合(資・機 材価格に含まれない場合に限る)についても、本質に準じて、現地サイトまでの撤入 を含む現地競楽者からの異籍もりを徴率することにより、海上輸送要本と とができる。ただし、この場合は、原則として、海上輸送費としては計上せず、海上 輸送を含む現地サイトまでの搬入費の見積もりを現地輸送業者から徴集する。	説明追加
64	補足事項:	(記載なし)	4.総合仮設計画の策定について ・総合仮設計画を作成し、仮開い、ゲート、様内道路、クレーン、仮設事務所、材料 置き場、加工場、仮設トイレ等を記載し、教量算出に使用する。	説明追加
69	4-4-3 管理用車両費	管理用車両は、工区割(作業基地数)、サイトの分散状況、工事工程、業務内容、現 地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に制案し、調達方法を4-2- 4(33)~6)項に作り選定・整理するとともに、車両程制(乗用車、ワゴン車、四輪壁 動車等)、仕様、所張合数、供用日数(拘束期間) 運転(稼動)日数、運転日あた り運転時間等を適明に設定したうえで、車両資料、賃貸料、運転経費等、必要とする 費用を、4-2-4(3)項および関係各項に準じ適正に算定する。	管理用車両は、工区割(作業基地数)、サイトの分散状況、工事工程、業務内容、現地の交通事情・道路状況、調達事情、経済性等を総合的に勘案し、調達方法を4-24(3)3)~6)1年上第一部連ずるとともに、車両護別、乗用車、ワゴン車、四軸駅助車等)、仕様、所委合数、供用日数(拘束期間)、連転(稼動)日数、連転日あたり運転時間、乗車及数(遊車者を含み4人)、等を適切に設定したうえて、車両損料、賃貸料、運転軽費等、必要とする費用を、4-2-4(3)項および関係各項に単じ適正に算定する。	説明追加
69	4-4-5 工事安全専任 技術者にかかる費用	安全に配慮することが特に必要な案件については、工事安全管理を専業に行う日本人 技術者の人件費、海外漲航費、海外滞在費等の必要な経費を現場管理費に対して積み 上げで積算する。	安全に配慮することが特に必要な案件については、工事安全管理を専業に行う日本人 技術者の人件費、海外凍航費、海外滞在費等の必要な終費を現場管理費に対して積み 上げで積算する。なお、建物膨高20m以上の場合に適用し、必要な期間について計上す 会。	説明追加
94	補足事項:紛争地における報酬加算	(記載なし)	補足事項: 紛争地における朝酬加第 2023年2月を含む) の案件で、以下の「(1)適用地域」で現地 素務を行う案件に関し、報酬加算を行うことができる (1)適用地域 コンサルタント等契約における経理処理ガイドラインに記載の国・地域を対象とする が、現場の安管理に対するインセンティブの付与の親点から、安全管理が必要な範 囲に絞り込むこととする (2) 報酬の加算方法 少か多等で地域への滞在を目的とした流航の人件費を対象とし、現地業務におけるコンサルタントの間接費の中で通常地域の一般管理費に10%を上限として報酬加算する	紛争地における 報酬加算の追記